

## いちき串木野市統計調査員登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、継続的に統計調査員となる意思を有する者を統計調査員候補者（以下「登録統計調査員」という。）としてあらかじめ登録することにより、統計調査員の確保及び資質の向上を図り、もって統計調査の円滑な実施に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 統計調査 統計法（平成19年法律第53号）に基づいて実施する統計調査及び市が実施する統計調査をいう。
- (2) 統計調査員 前号の統計調査に従事するため、主務大臣、知事及び市長が任命又は委嘱する調査員をいう。

### (登録)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる者の中から登録統計調査員として登録する。

- (1) 公募に応募した者
- (2) 団体等から推薦のあった者
- (3) 統計調査員として経験のある者
- (4) その他市長が認める者

### (登録資格要件)

第4条 登録統計調査員に登録される者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 満年齢20歳以上であること。
- (2) 警察・選挙・税務事務に従事していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 心身ともに健康で、責任をもって統計調査を遂行できること。
- (5) 職務上知り得た情報の秘密・保護に責任を持てること。

### (登録の手続き)

第5条 登録統計調査員の登録を受けようとする者は、いちき串木野市統計調査員登録申込書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、登録申込書を受理したときは、前条に掲げる登録資格要件を審査し、適当と認めた者を登録する。
- 3 市長は、前項の規定により登録したときは、その旨をいちき串木野市統計調査員登録通知書（様式第2号）により本人に通知する。
- 4 登録統計調査員は、登録申込書の記載事項に変更があった場合は、いちき串木野市統計調査員登録変更届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

### (登録の期間)

第6条 登録の期間は、登録統計調査員が辞退する日までとする。

### (登録の取消し)

第7条 登録統計調査員が登録を辞退しようとするときは、いちき串木野市統計調査員登録辞退届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

第8条 市長は、登録統計調査員が次の各号に該当するときは、その登録を取消することができる。

- (1) 本人からの申し出があったとき。
- (2) 第4条各号に掲げる要件を有しなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取消したときには、いちき串木野市統計調査員登録取消通知書(様式第5号)により本人に通知するものとする。

(統計調査員の選考)

第9条 市長は、統計調査員を選考するときは登録統計調査員の中から行う。ただし、統計調査を実施する地域の事情その他の事由により適格な者を得られない場合はこの限りでない。

2 市長は、前項の規定により登録統計調査員から選考しようとするときは、統計調査を適正に行う能力を有する者から選考するものとする。

3 市長は、前2項の規定により選考しようとするときは、あらかじめ統計調査の内容及び日程等を明示し、本人の承諾を得るものとする。

(情報の提供)

第10条 市長は、統計調査を実施するため、国又は県から登録統計調査員にかかる情報の提供を求められたときは、いちき串木野市個人情報保護条例第8条第2項第1号に基づき、登録申込書により登録統計調査員本人の同意を得た上、当該情報の提供を行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。